

令和7年度第2回
国民健康保険運営協議会
協議資料

目次

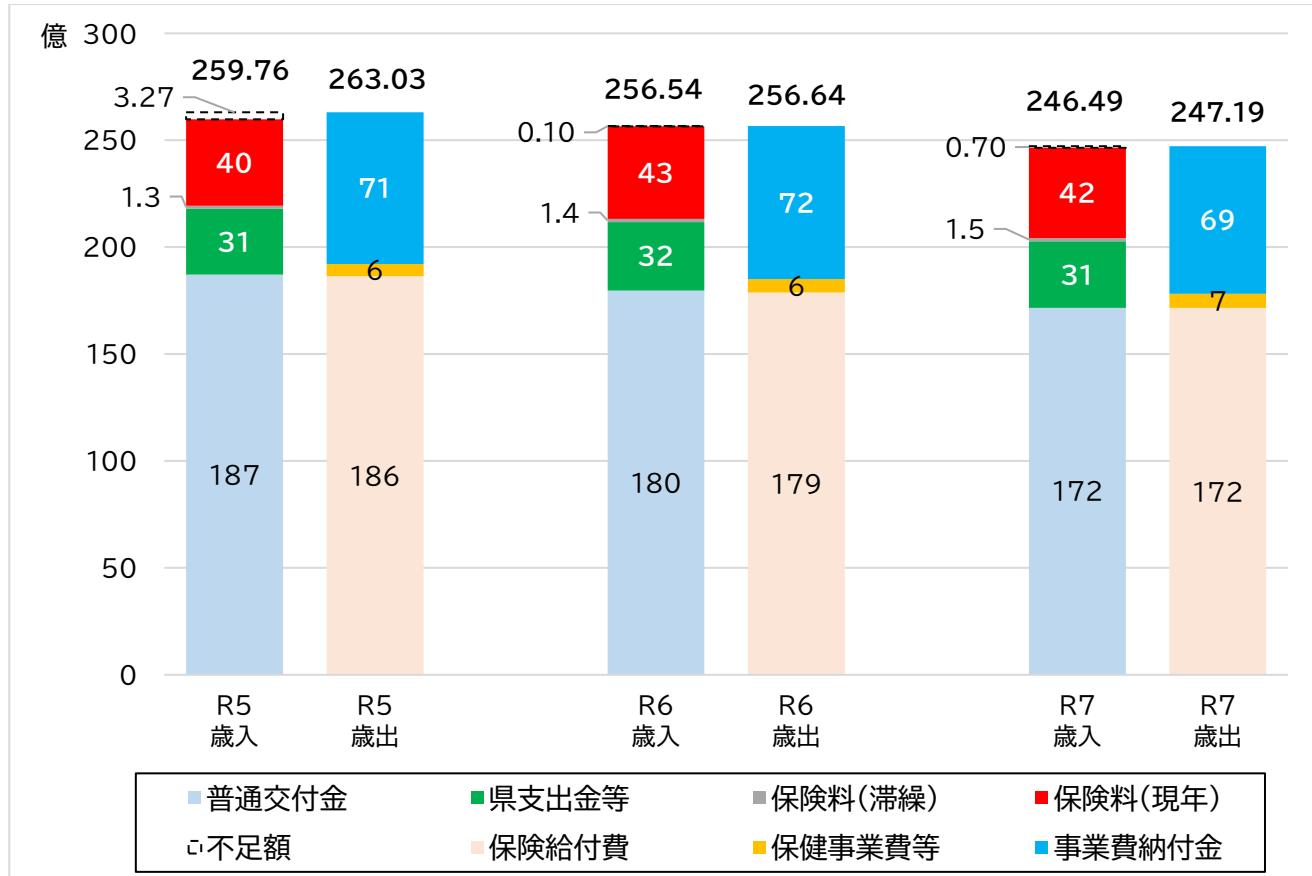
加古川市国民健康保険料の料率の見直しについてP1

加古川市
国民健康保険課

加古川市国民健康保険料の料率の見直しについて

1 国保会計の現状と見込について

(図 1)国保会計の現状と見込



医療費などの保険給付費については、国・県の支出金と各市町の事業費納付金から支出される普通交付金によってほぼ全額が賄われています。

過不足が生じる主な原因は、保険料と県支出金等で賄われる事業費納付金によるものです。

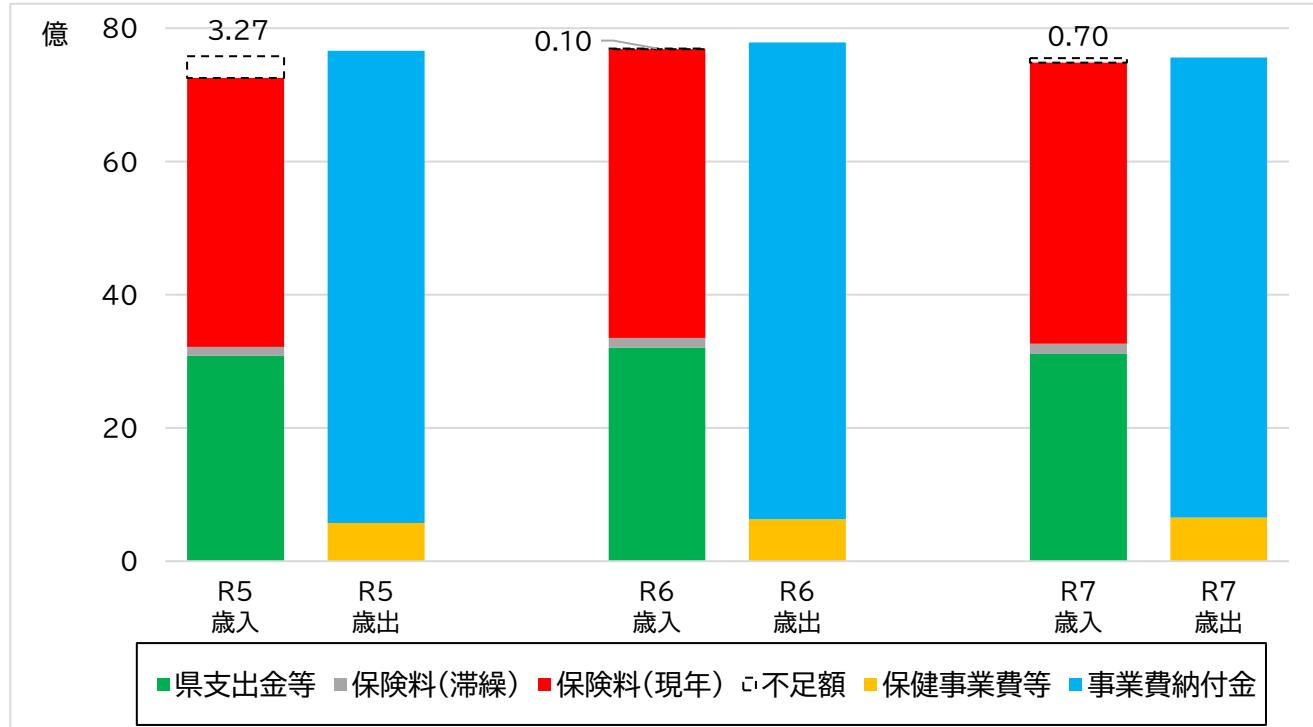
【事業費納付金とは】

平成30年度から開始された制度。県が国保財政運営の責任主体となり、保険給付に必要な費用を市町に対して支払う(普通交付金として交付する)ため、市町ごとの事業費納付金の額を決定し、市町に請求する。市町ごとの納付金の額は、市町の基礎データ、国が示す係数等に基づき算出された県全体での納付金必要額を、各市町の総所得・被保険者数等で按分して決定する。

【標準保険料率とは】

事業費納付金を納めるために必要な保険料を確保するための保険料率。事業費納付金に保健事業などの経費を追加し、国・県から支出される低所得者軽減等の負担金を差し引いた額を、総所得・被保険者数等で割り戻して算出する。

(図2)国保会計の現状と見込 (普通交付金・保険給付費を除く)



(1)事業費納付金の総額

	R6 年度	R7 年度	差 引
合 計	7,154,419,951 円	6,904,315,450 円	▲250,104,501 円
医療分	4,998,860,238 円	4,804,375,443 円	▲194,484,795 円
後期分	1,606,874,283 円	1,580,387,544 円	▲26,486,739 円
介護分	548,685,430 円	519,552,463 円	▲29,132,967 円
被保険者数	46,913 人	44,462 人	▲2,451 人
介護2号被保険者数	14,706 人	14,169 人	▲537 人

※被保険者数、介護2号被保険者数は4～9月までの平均数

(2)一人当たりの事業費納付金

	R6 年度	R7 年度	差 引	伸び率
合 計	178,117 円	180,269 円	2,152 円	1.2%
医療分	106,555 円	108,056 円	1,501 円	1.4%
後期分	34,252 円	35,545 円	1,293 円	3.7%
介護分	37,310 円	36,668 円	▲642 円	▲1.7%

2 国民健康保険料率について

	医療分			介護納付金分			後期高齢者支援金分		
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
R5	7.80	25,600	22,800	2.40	9,500	5,400	1.80	6,800	5,400
R6・R7	7.00	29,769	19,511	2.71	13,972	6,999	3.01	12,506	8,196
差 (R5→ R6・R7)	▲0.80	+4,169	▲3,289	+0.31	+4,472	+1,599	+1.21	+5,706	+2,796

県下保険料水準統一について

国民健康保険は、被用者保険と比較して年齢構成が高く、それにより医療費水準が高くなっているうえ、所得水準が低く、所得に占める保険料負担が重くなっています。また、市町単位のため、小規模保険者が多く、財政的に不安定となっています。

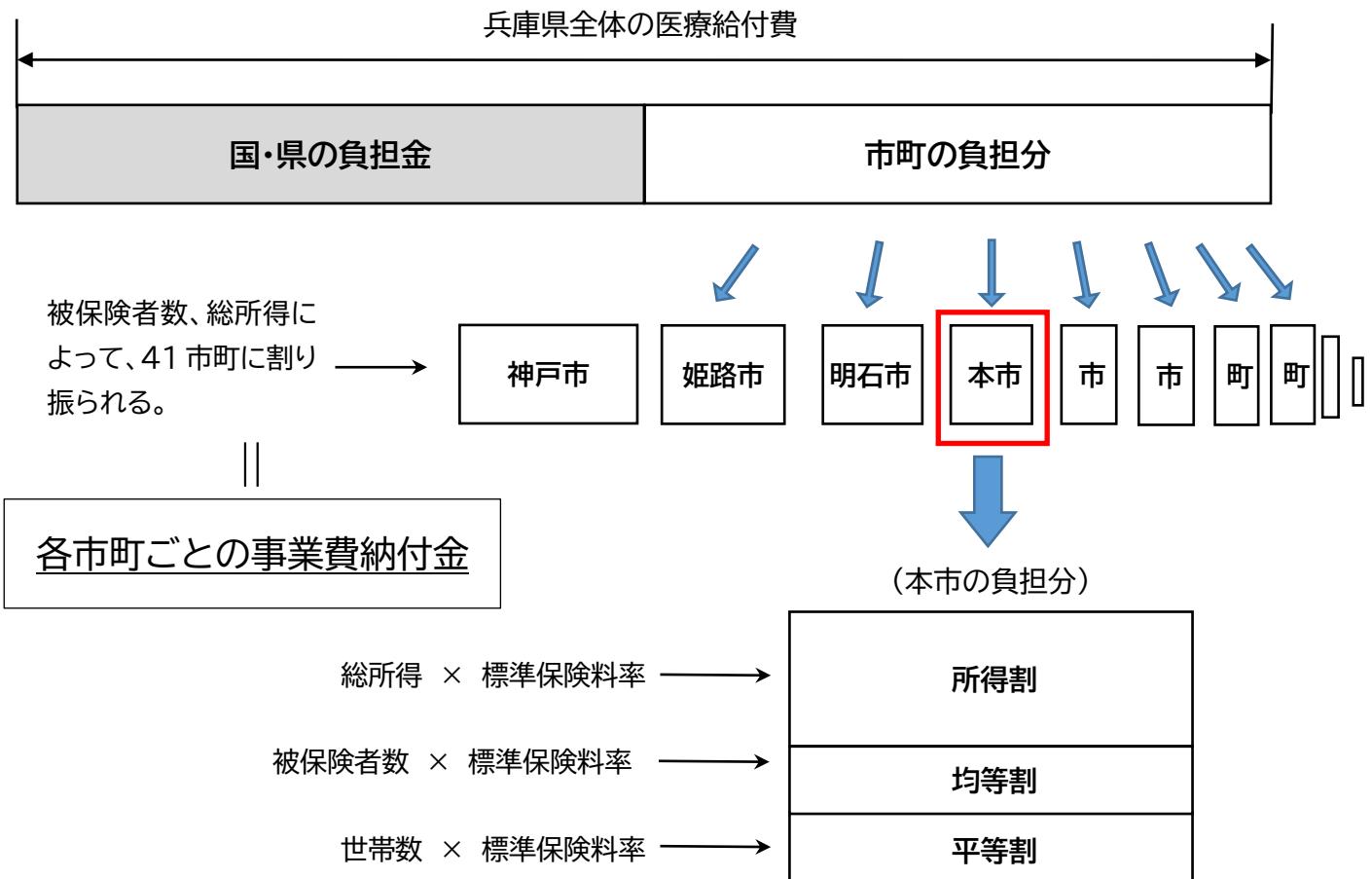
今後さらに被保険者の減少が見込まれる中、これらの問題の解消策として、平成30年度より国の制度改正による都道府県化が開始し、兵庫県においても県が財政の主体となっています。さらなる健全運営のため、地域内の同一サービス、同一料金化を進めるにあたり、兵庫県国保運営協議会において、県・市町で協議を重ねた結果、令和4年度に「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」が採択され、令和9年度からの県下保険料水準の統一が決定しました。

令和5年度には国民健康保険法が改正され、都道府県単位での保険料水準統一の期限も明記されています。

そのため、令和9年度以降は本市においても県下統一の保険料率を適用する必要があります。

事業費納付金と標準保険料率について

<イメージ>



3 保険料率の状況について

【令和7年度 他自治体との比較】

加古川市

保険者名		医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
		所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
加古川市	現行	7.00	29,769	19,511	3.01	12,506	8,196	2.71	13,972	6,999
	標準	7.34	31,716	20,379	3.02	12,874	8,272	2.62	13,516	6,639
	差分	0.34	1,947	868	0.01	368	76	▲0.09	▲456	▲360

神戸市、姫路市及び同規模市の状況

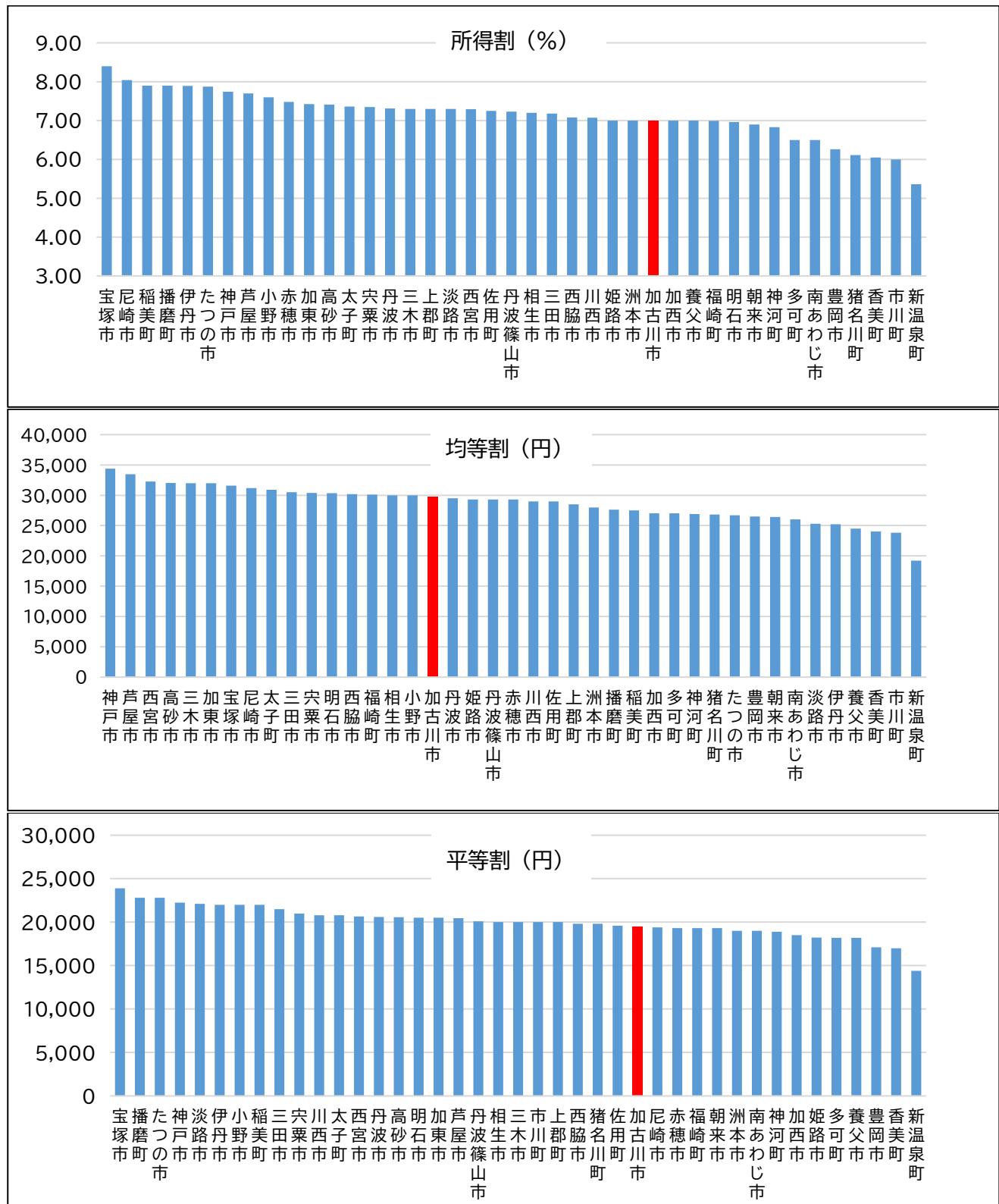
保険者名		医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
		所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
神戸市	現行	7.74	34,400	22,230	3.02	13,230	8,550	2.67	13,960	6,740
	標準	7.80	33,693	21,649	3.07	13,091	8,411	2.69	13,859	6,808
	差分	0.06	▲707	▲581	0.05	▲139	▲139	0.02	▲101	68
姫路市	現行	7.00	29,310	18,220	3.00	12,560	7,810	2.70	12,550	6,340
	標準	7.46	32,220	20,702	3.03	12,933	8,310	2.63	13,582	6,672
	差分	0.46	2,910	2,482	0.03	373	500	▲0.07	1,032	332
明石市	現行	6.96	30,330	20,520	2.67	12,400	8,670	2.55	12,880	6,620
	標準	7.48	32,311	20,761	3.02	12,874	8,272	2.62	13,516	6,639
	差分	0.52	1,981	241	0.35	474	▲398	0.07	636	19
宝塚市	現行	8.40	31,600	23,900	2.20	8,900	6,200	2.70	12,100	6,200
	標準	7.72	33,356	21,432	3.05	12,993	8,348	2.67	13,750	6,754
	差分	▲0.68	1,756	▲2,468	0.85	4,093	2,148	▲0.03	1,650	554

近隣市町の状況

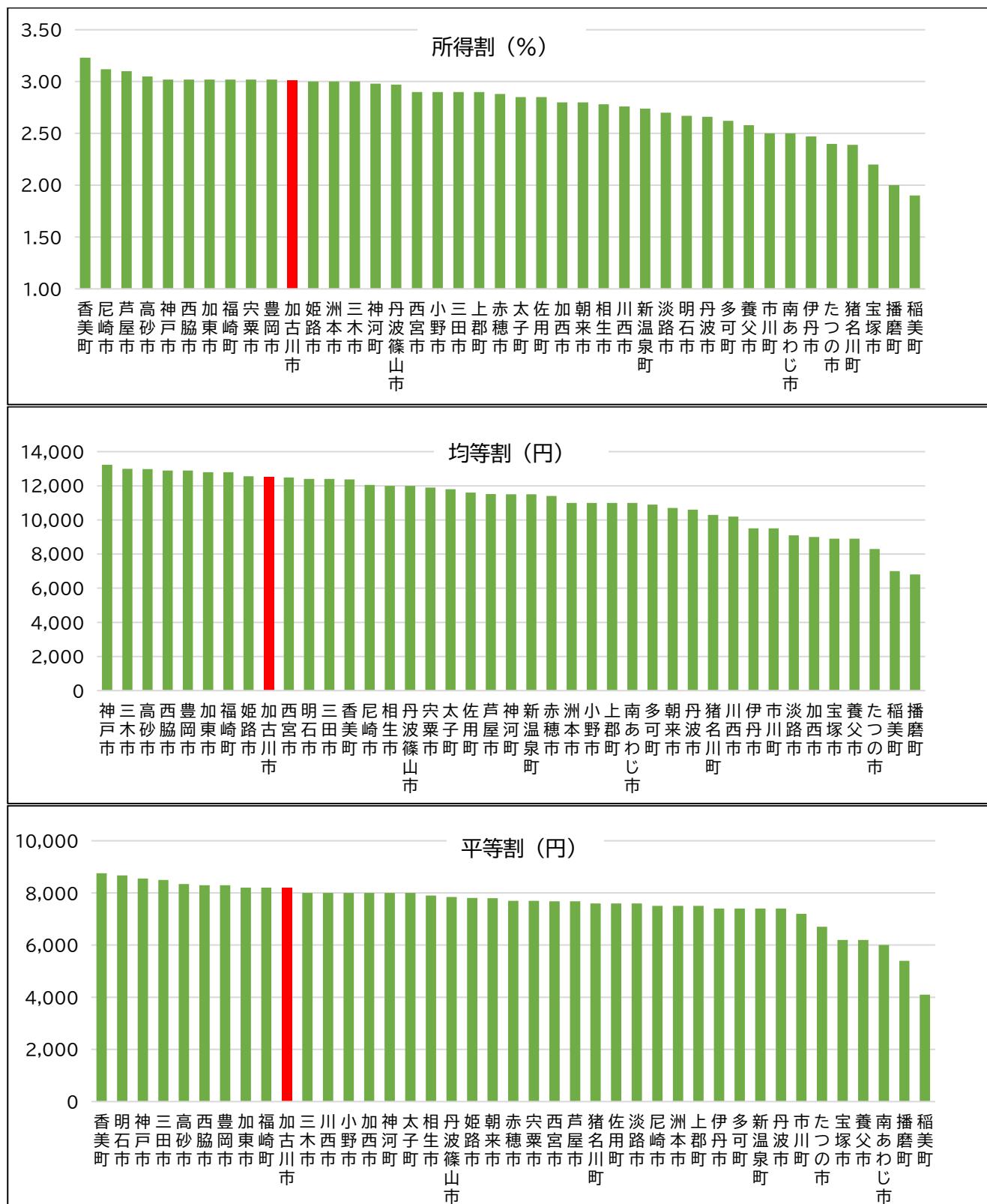
保険者名		医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
		所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
高砂市	現行	7.41	32,018	20,573	3.05	12,985	8,343	2.65	13,664	6,712
	標準	7.75	33,486	21,516	3.05	12,985	8,343	2.65	13,664	6,712
	差分	0.34	1,468	943	0	0	0	0	0	0
稲美町	現行	7.90	27,500	22,000	1.90	7,000	4,100	2.30	9,000	4,000
	標準	7.51	32,436	20,841	3.03	12,907	8,293	2.63	13,578	6,670
	差分	▲0.39	4,936	▲1,159	1.13	5,907	4,193	0.33	4,578	2,670
播磨町	現行	7.90	27,600	22,800	2.00	6,800	5,400	2.40	9,000	4,500
	標準	7.50	32,377	20,803	3.03	12,908	8,294	2.63	13,567	6,664
	差分	▲0.40	4,777	▲1,997	1.03	6,108	2,894	0.23	4,567	2,164

(図3)県下市町の料率比較

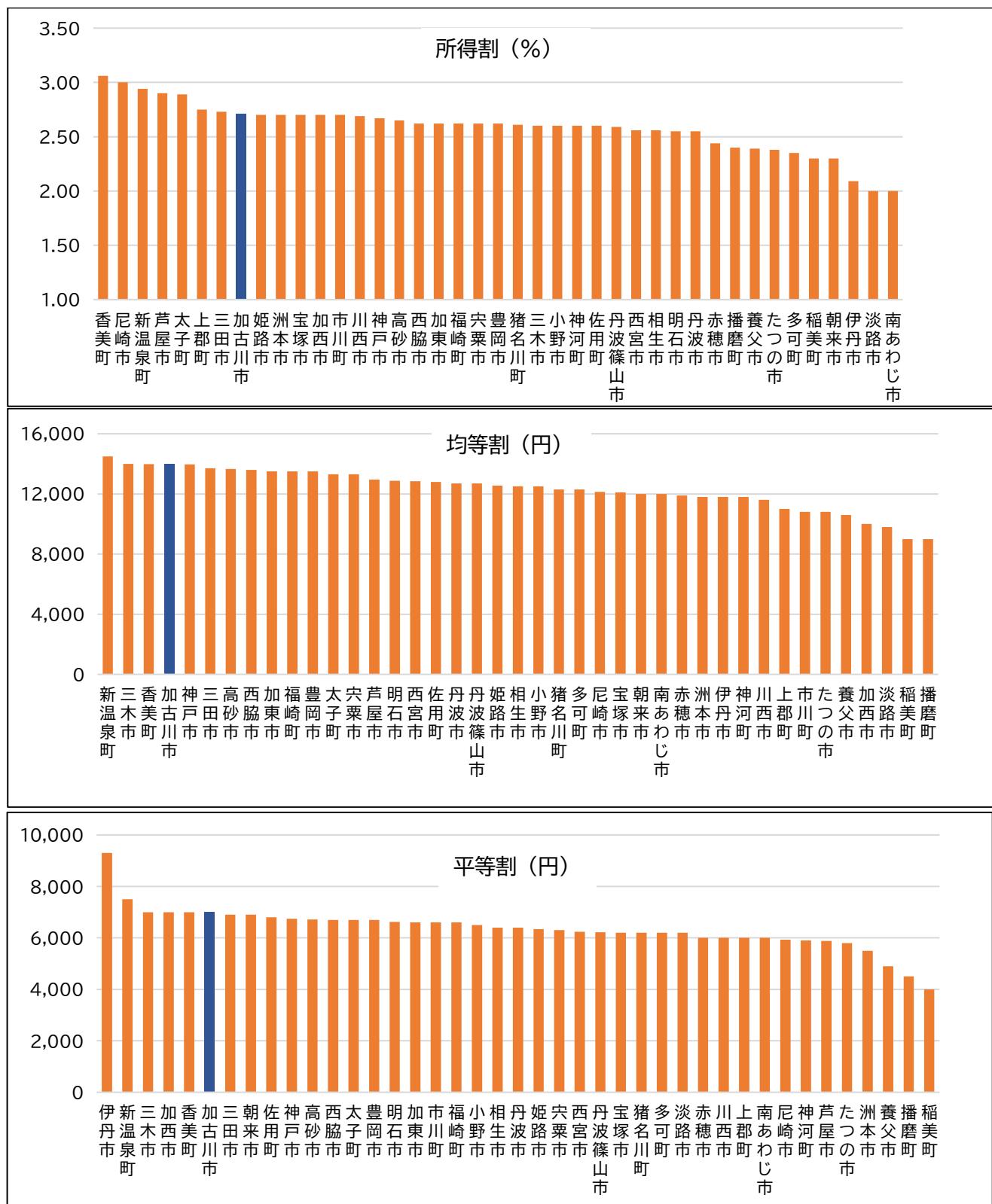
〈医療分〉



<後期高齢者支援金分>



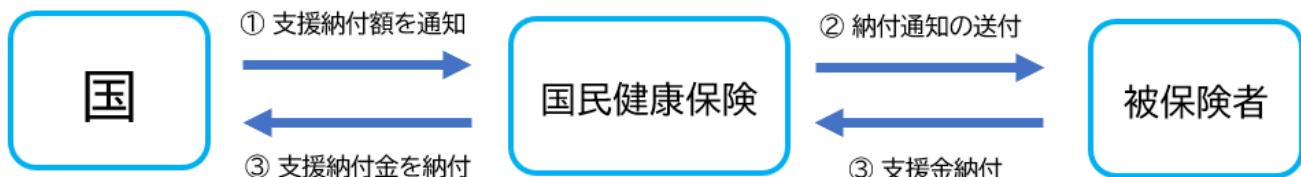
〈介護納付金分〉



4 子ども・子育て支援金の概要（令和8年度開始予定）

令和8年度第1期保険料(7月納付分)より、保険料と合わせて、子ども・子育て支援金の徴収開始が予定されています。

■ 納付イメージ 各保険者が代行的に徴収し、国に納付します。



■ 保険料の納付通知には、**第4の費目**として子ども・子育て支援金が追加されます。

医療給付等分 + 介護納付金分 + 後期高齢者支援金等分 + **子ども・子育て支援納付金分**

■ 負担金イメージ

<各年度における納付金の総額(全保険者計)>

令和8年度…約 6,000 億円 令和9年度…約 8,000 億円 令和 10 年度…約1兆円

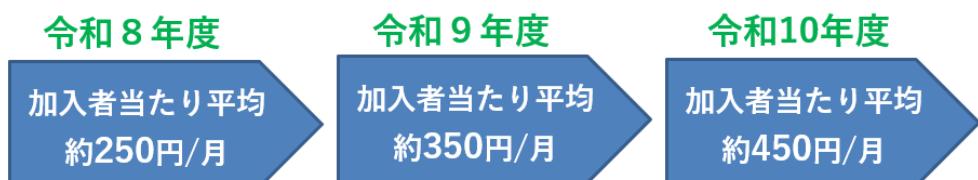
※ 市町村国保の負担は令和 10 年度時点で 3,000 億円程度と試算

<納付金計算式>

市町村国保の
支援金（保険料） = 所得割額 + 平等割額 + 均等割額 + 18歳以上
均等割額

国民健康保険における支援納付金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、支援納付金の算定に当たっては、**「18歳未満のこどもを除いた 18 歳以上被保険者数」**に応じて按分することとされています。

<1人当たり納付金額試算>



子ども・子育て支援金制度が開始します

「子ども・子育て支援金制度」って何？

- 「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。
- 支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。



なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- 子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものであり、そのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。
- そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆様から拠出いただくこと**としております。



いつから始まるの？

支援金は**令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきますが**、実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。



※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は**加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが**、全ての医療保険制度の加入者で平均すると、

令和10年度で月額 **450円** (令和8年度は250円) と試算しています。



詳しくは、「**子ども・子育て支援金に関する試算**」をご参照ください

※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆様に追加のご負担を求めることがない仕組みとしています。



児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

支援対象	児童手当(月額)
0歳～3歳未満	1.5万円
3歳～小学生	1万円
中学生	1万円
第3子以降	1.5万円

支援対象	児童手当(月額)
0歳～3歳未満	1.5万円
3歳～小学生	1万円
中学生	1万円
高校生	1万円
第3子以降	3万円

※令和6年10月分から拡充

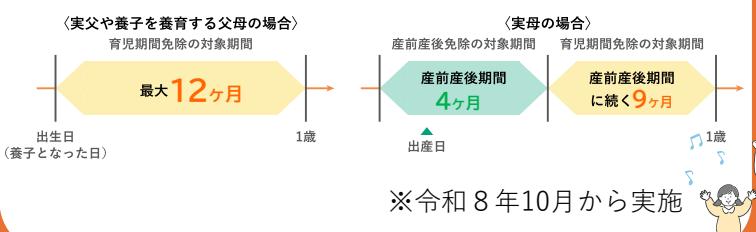
育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、
子どもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、
時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

育児期間中の 国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、
育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」
の面談と合わせて、
・妊娠届出時に5万円
・妊娠後期以降に
妊娠している
こどもの数×5万円
を支給します。



妊娠
届出時
5万円

妊娠
している
こどもの数
×5万円

※令和7年度から制度化

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、
子の出生直後の一定期間内に
両親ともに14日以上の育児休業を取った場合、
最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



※令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 「こども誰でも通園制度」は、
保育所等に通っていない0歳6ヶ月から
満3歳未満の子どもが
時間単位等で柔軟に利用できる制度です。
(こども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



こども家庭庁のHP
(概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ



5 国民健康保険事業基金の現状

令和6年度決算時点での基金残高は約5億5,700万円となっています。また、令和7年度予算においては、令和6年度の保険料率を据え置いたため、歳入・歳出の実質単年度収支については、赤字になる見込みであり、基金を取り崩す予定です。（下表参照）

【基金の状況】

（単位:円）

	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度決算
年度当初基金残高	1,428,279,828	1,055,803,223	898,465,773	566,121,519
年度中の積立額	908,395	275,550	424,746	585,879
年度中の取崩額	373,385,000	157,613,000	332,769,000	9,566,000
年度末基金残高	1,055,803,223	898,465,773	566,121,519	557,141,398

	令和7年度決算見込
年度当初基金残高	557,141,398
年度中の積立額	41,293,579
年度中の取崩額	32,922,213
年度末基金残高	565,512,764

6 令和7年度決算構成比較(対前年度比)

(歳入)

	令和7年度決算(見込)(円)	構成比 (%)	令和6年度決算(円)		対前年度増減(円)	決算額 増減比 (%)	構成比 前年度差 (±イント)
				構成比 (%)			
保険料・税	4,370,399,551	17.70	4,477,342,665	17.42	▲106,943,114	▲ 2.39	0.28
国庫支出金	97,000	0.00	35,059,000	0.14	▲34,962,000	▲ 99.72	▲0.14
県支出金	17,739,804,271	71.86	18,587,626,572	72.32	▲847,822,301	▲ 4.56	▲0.46
諸収入	54,716,201	0.22	81,530,239	0.32	▲26,814,038	▲ 32.89	▲0.10
一般会計繰入金	2,482,915,925	10.07	2,471,442,553	9.62	11,473,372	0.46	0.45
財産収入	1,105,079	0.00	585,879	0.00	519,200	88.62	0.00
小計①	24,649,038,027	99.85	25,653,586,908	99.82	▲1,004,548,881	▲ 3.92	0.04
基金繰入金	0	0.00	9,566,000	0.03	▲9,566,000	▲ 100.00	▲0.03
繰越金	36,646,532	0.15	37,866,065	0.15	▲1,219,533	▲ 3.22	0.00
合計②	24,685,684,559	100.00	25,701,018,973	100.00	▲1,015,334,414	▲ 3.95	0.00

(歳出)

	令和7年度決算(見込)(円)	構成比 (%)	令和6年度決算(円)		対前年度増減(円)	決算額 増減比 (%)	構成比 前年度差 (±イント)
				構成比 (%)			
総務費※	269,376,486	1.09	288,435,978	1.12	▲19,059,492	▲ 6.61	▲0.03
保険給付費	17,159,247,550	69.42	17,878,546,437	69.66	▲719,298,887	▲ 4.02	▲0.24
事業費納付金	6,904,315,450	27.93	7,154,419,951	27.88	▲250,104,501	▲ 3.50	0.05
保健事業費	168,343,723	0.68	169,444,741	0.66	▲1,101,018	▲ 0.65	0.02
諸支出金	176,029,984	0.71	172,939,455	0.68	3,090,529	1.79	0.03
予備費	0	0.00	0	0.00	0	—	0.00
小計③	24,677,313,193	99.83	25,663,786,562	100.00	▲986,473,369	▲ 3.84	▲0.16
基金積立	41,293,579	0.17	585,879	0.00	40,707,700	6,948.14	0.16
合計④	24,718,606,772	100.00	25,664,372,441	100.00	▲945,765,669	▲ 3.69	0.00

※基金積立を除く

	令和7年度決算(見込)(円)	令和6年度決算(円)	対前年度増減(円)
歳入歳出差引 (②-④)	▲ 32,922,213	36,646,532	▲ 69,568,745

	令和7年度決算(見込)(円)	令和6年度決算(円)	対前年度増減(円)
実質単年度収支 (①-③)	▲ 28,275,166	▲ 10,199,654	▲ 18,075,512

	令和7年度決算(見込)(円)	令和6年度決算(円)	対前年度増減(円)
基金残高状況	565,512,764	557,141,398	8,371,366

7 令和8年度納付金見込額について

試算①

標準保険料率（見込）の場合

【歳入】	(円)	【歳出】	(円)
保険料・税	4,328,488,000	総務費	300,969,000
県支出金	18,482,837,000	保険給付費	17,881,135,000
諸 収 入	94,000,000	納付金	7,124,800,000
一般会計繰入金	2,583,550,000	保健事業費	194,666,000
基金繰入金	105,544,000	諸支出金	94,030,000
財産収入	2,181,000	予備費	1,000,000
合 計	25,596,600,000	合 計	25,596,600,000

試算②

保険料率据え置きの場合

【歳入】	(円)	【歳出】	(円)
保険料・税	4,182,631,000	総務費	300,969,000
県支出金	18,482,837,000	保険給付費	17,881,135,000
諸 収 入	94,000,000	納付金	7,124,800,000
一般会計繰入金	2,508,924,000	保健事業費	194,666,000
基金繰入金	105,544,000	諸支出金	94,030,000
財産収入	2,181,000	予備費	1,000,000
合 計	25,376,117,000	合 計	25,596,600,000

R8標準保険料率	25,596,600,000
R8据え置き	25,376,117,000
差額	220,483,000

8 令和 8 年度の保険料率について(事務局案)

- 令和 9 年度から兵庫県下統一の標準保険料率が全市町に適用されることから、標準保険料率と一致させることが求められている。(令和11年度まで経過措置あり)
- 単年度で収支を一致させるためには、標準保険料率を市保険料率に設定する必要がある。
- 令和 7 年度は、令和 6 年度の保険料率を据え置いたことにより、赤字となる見込みであり、基金を取り崩す予定である。
- 令和 8 年度も、令和 7 年度の保険料率を据え置いた場合は、赤字となる見込みであるが、基金を取り崩すことで対応可能である。
- 令和 8 年度から子ども・子育て支援金が導入され、保険料負担が増加する見込みである。

以上の理由から、本市の令和 8 年度の保険料率については、令和 7 年度の保険料率を据え置くこととしたい。